

商品概要説明書

年金指定者限定定期積金「きらめき」(定額式)

(2019年4月1日現在)

1. 商品名	○年金指定者限定 定期積金 「きらめき」(定額式) ※定額式とは、定期的に一定額を払込みする定期積金です。
2. 販売対象	○当 J A に年金振込をご指定の方 ○他金融機関での公的年金のお受取りを当 J A に指定替えをしていただいた方
3. 期 間 (契約額)	○3年以上5年以内 掛込総額を50万円以上とします。
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○店頭表示金利に年0.09%上乗せした金利を適用いたします。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※ の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利(約定利回り)は店頭に表示しています。
7. 手数料	不要です
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率) ○普通貯金等からの自動振替による払込のほか、窓口・集金扱いのお取り扱いもできます。 ○ボーナス月等の特定月に、払込額を増額することもできます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。

<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>1 1. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または総合企画部(電話:055-933-7024)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA総合企画部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>1 2. その他参考と なる事項</p>	<p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。</p> <p>○払込が一定以上遅延した場合には、契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。(なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。)</p> <p>○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。</p>
<p>1 3. 取扱期間</p>	<p>2019年4月1日(月)から平成2020年3月31日(火)</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

